

経 済 要 録

国 内

◇日本銀行、市場運営の見直し措置を発表

日本銀行は、12月4日、「金融調節手段の整備等について」と題して、以下のとおり当面の市場運営の見直し措置等を発表した。

金融調節手段の整備等について

日本銀行は、わが国短期金融市場の効率性、国際性、安定性等を高めるとともに、各市場間の円滑な裁定取引を促し、金融政策の有効性を確保するという見地に立って、昭和63年11月の市場運営見直し措置をはじめ、これまで諸種の改善努力を払ってきた。これらの諸措置は概ね所期の効果をあげてきているが、日本銀行では、上記の趣旨をさらに徹底すべく、金融調節、市場運営面において、今後さらに次のような措置を講ずることとした。

1. 金融調節手段の整備

(基本的考え方)

- (1) 日本銀行は、今後の重要な課題として中核的な短期金融市場の育成、すなわち「短期の国債市場」(TB・FB市場)の育成とそこでの機動的なオペレーション手段を確保していくことが是非とも必要であると考えている。
- (2) こうした中核的な「短期の国債市場」が十分に発達するまでの間、日本銀行は並行的にインターバンク市場における取引拡充とオペ手段の充実を併せ図っていく考えである。
- (3) 今後機動的なオペレーション手段が確保されるようになれば、よりmarket-orientedな調節手段のウエイトが高まり、この結果金融調節上の日銀貸出への依存度は低下していこう。また、そうした方向は望ましいと考えられる。

(当面の具体的措置)

- (1) 上記の趣旨に即し、日本銀行は、当面以下の具体的

措置を行う方針であり、準備が整い次第順次実施に移していく。

- ① 現行手形オペを拡充し、公社債や外貨手形を担保とする手形についても手形オペの対象とする。

本措置は、現在企業振出円貨手形のみを担保として認めている手形オペにつき、公社債等を担保とする手形をオペ対象として新たに容認することにより、手形市場の一層の発達を促すとともに、日本銀行の金融調節力(信用供与余力)を高めようとするものである。

- ② また本措置の実施に併せ、手形オペの短期化は正の観点から、現在の1～3週間オペに加え、入札方式を中心とする1～3か月の手形オペを導入する考えである。

- (2) 日本銀行は市場関係者に対し、上記の趣旨および最近における市場の取引ニーズなどをも踏まえて、現行手形市場で公社債や外貨手形を担保とする手形の売買を行うことについて、所要の検討を行うよう要請する。

2. インターバンク市場取引の改善

併せてインターバンク市場取引の改善に関しかねて指摘されている事項について、改めて日本銀行の考え方を明らかにしておきたい。

- (1) まず有担保コールの気配値制に関しては、市場参加者の合意の下に、このほどオファー・ビッド制へ移行した。日本銀行としては、これにより市場メカニズムの一層の活用が図られるものと評価しており、新しい取引方式が円滑に定着するよう市場関係者ともども努力していきたい。
- (2) インターバンク市場における金融機関間等の直接取引(いわゆるダイレクト・ディーリング)、およびインターバンク預金取引は自由であることを改めて確認する。
- (3) インターバンク市場における資金仲介業務については、かねてフリー・エントリーの原則が確立している。日本銀行としては、今後新規参入を希望する先がある場合には、希望先の意向を十分尊重していく。

◇政府、日本銀行券の発行限度額を決定

政府は、12月7日、日本銀行券の発行限度額を3兆5000億円引上げ、39兆4000億円(改正前：35兆9000億円)とすることを閣議決定し、10日から実施した。

◇長期国債入札、日銀ネット処理開始

日銀は、12月11日、利付国庫債券(10年)の部分的競争入札(価格競争入札・非競争入札)に係る事務を、日本銀行金融ネットワークシステム(日銀ネット)によりオンライン処理する、と発表した。

◇平成2年度一般会計補正予算案および財政投融资計画改定案について

政府は、11月30日、平成2年度一般会計補正予算案および財政投融资計画改定案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

▽2年度一般会計補正予算案

(単位・億円)

		増減(Δ)額
歳 出	一 般 歳 出	14,646
	災害復旧費	6,278
	給与改善費	4,593
	住・都公団補給金	1,701
	中東関連	1,900
	大店法規制緩和関連対策 義務的経費の追加等	568 2,007
	既定経費の節減	Δ 2,401
	国 債 費	1,607
	地 方 交 付 税	6,557
	歳 入	税 収
税 外 収 入		Δ 642
建 設 国 債		7,500
前年度剰余金の受入れ		4,682
補 正 規 模		22,810

▽2年度財政投融资計画改定案

(単位・億円)

国	民	公	庫	2,900
中	小	公	庫	1,400
沖	縄	公	庫	340
海	外	経	協	609
		済	力	
		基	金	
改	定	規	模	5,249

◇株券等の大量保有の状況に関する開示制度および改正公開買付制度の実施について

大蔵省は、改正証券取引法(6月22日公布)に基づき、株券等の大量保有の状況に関する開示制度(いわゆる5%ルール)および改正公開買付制度を12月1日から実施した。同改正は、最近のわが国証券市場における株券の大量の取得等に伴う株価の乱高下にかんがみ、ディスクロージャーの促進により株式市場の公正性、透明性の向上、投資家保護を一層徹底、諸外国の制度との調和を図ることを趣旨としたもの。その概要は以下のとおり。

1. 株券等の大量保有の状況に関する開示制度(5%ルール)

(1) 上場会社および店頭登録(管理)銘柄の発行会社の発行済株式総数の5%超の株券等(転換社債等潜在的株式を含む)を保有する者は、5日以内(土曜日、日曜日、祝祭日等は含まない)に保有割合、保有目的等を記載した報告書を大蔵大臣、発行会社、証券取引所(店頭株では証券業協会)に提出するものとする。

(2) 報告義務者は、株券等の実質的な保有者(名義の如何を問わない)とし、共同保有者がいる場合は、その保有分を合算して報告しなければならない。

(3) 報告書提出後、株券等保有割合の1%以上の増減等の変更があった場合は、変更報告書を提出するものとする。

(4) 報告書の不提出および虚偽記載については、1年以下の懲役または100万円以下の罰金とする。

2. 公開買付制度の改正

(1) 買付後の株券・転換社債等の所有割合が発行済株式総数の5%超となる有価証券市場外における買付は、買付対象者が著しく少ない場合(10人以下)等を除き、公開買付制度によらなければ行うことができないこととした。

(2) 事前届出制を廃止し、公開買付はその目的、買付価格、買付予定株数等を記載した公告をもって開始することができることとした。また、その公告の当日に届出書を大蔵大臣、発行会社、証券取引所(店頭株では証券業協会)に提出するものとする。

(3) 買付等の期間は原則20日以上60日以内とすることとした。

(4) 公開買付条件等の変更については、買付価格の引下げ、買付予定株数の減少等応募株主に不利となる条件変更を除き、自由に変更できることとした。

(5) 公開買付の結果に関し、買付期間終了の翌日に公告

または公表を行い報告書を大蔵大臣に提出することを義務づける。

- (6) 重要な虚偽記載の場合等につき損害賠償規定を新設する。

◇東京証券取引所証券政策委員会の「株式投資者層の拡大について」の報告書について

東京証券取引所証券政策委員会(竹中一雄委員長)は、11月19日、「株式投資者層の拡大について」の報告書をまとめた。同報告書は、今次商法改正により、単位株制度の存続、株式分割の容易化、優先株発行手続きの簡素化が図られる等、個人の株式離れの防止につながるような環境整備が行われたのを踏まえ、こうした措置を推進することを提言するとともに企業の配当政策の問題を採りあげ、配当性向主義の徹底(額面配当主義からの脱却)などの配当政策の見直しや配当に係る二重課税の排除などの税制の見直し等を提言している。同報告書の構成は

以下のとおり。

はじめに

- I. 単位株制度の存続
- II. 投資単位の引下げ
- III. 優先株発行の促進
- IV. 配当政策の見直しと税制改善
- V. その他の議論
- VI. 証券界として取組むべき課題

おわりに

◇外国証券業者法にかかる政省令の一部改正について

政府は、このほど外国証券業者に関する法律施行令および外国証券業者に関する省令の一部を改正し、国内に支店を持たない外国証券業者が、勧誘はしないという条件付きで、直接本邦居住者と有価証券の売買および売買取次ぎ等の業務(いわゆるクロスボーダー取引)を営むことを11月26日より解禁した。

◇現行金利一覧

2年12月20日現在(単位・年%)

	金 利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる 手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30 (5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30 (5.5)
新短期プライムレート	8.25	2.12.11 (8.0)
長期プライムレート	8.1	2.12. 3 (8.3)
住宅ローン金利		
・固定金利型	8.28	2.10. 1 (7.68)
・変動金利型	8.5	2.10. 1 (7.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	8.1	2.12. 3 (8.3)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	8.1	2.12. 3 (8.3)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17 (5.4)
資金運用部預託金利(期間3年～5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27 (5.35)
(期間7年以上)	6.9	2.12.18 (7.2)
銀行等の預貯金金利(日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	4.08	2. 9.17 (3.63)
6か月	5.33	2. 9.17 (4.88)
1年	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年	6.33	2. 9.17 (5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17 (3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17 (1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17 (1.88)
郵便貯金金利		
・定額貯金(1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17 (4.63)
・積立貯金(1年)	4.20	2. 9.17 (3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17 (3.0)
・定期貯金(1年)	6.08	2. 9.17 (5.63)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 ^㉑		
1年以上のもの	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17 (5.93)
5年以上のもの	7.10	2.12. 6 (7.30)
・貸付信託 ^㉒		
2年のもの	6.53	2. 9.21 (6.08)
5年のもの	7.22	2.12. 6 (7.42)

(注1) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

(注2) 信託配当率は各行自主決定金利。

①既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

②実施日付以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◇公社債発行条件

2年12月20日現在

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	・応募者利回(%)	〈12月債〉 <u>6.799</u>	〈11月債〉 7.210
	・表面利率(%)	<u>6.9</u>	7.2
	・発行価格(円)	<u>100.60</u>	99.94
割引国債 (5年)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 7.548	〈9月債〉 7.781
	・同税引後(%)	5.925	6.099
	・発行価格(円)	69.50	68.75
政府短期証券 (60日)	・応募者利回(%)	〈9月10日発行分〜〉 5.550	〈4月2日発行分〜〉 5.168
	・割引率(%)	5.500	5.125
	・発行価格(円)	99.0959	99.1575
政府保証債 (10年)	・応募者利回(%)	〈12月債〉 <u>6.942</u>	〈11月債〉 7.286
	・表面利率(%)	<u>6.9</u>	7.2
	・発行価格(円)	<u>99.75</u>	99.50
公募地方債 (10年)	・応募者利回(%)	〈12月債〉 <u>6.984</u>	〈11月債〉 7.329
	・表面利率(%)	<u>6.9</u>	7.2
	・発行価格(円)	<u>99.50</u>	99.25
利付金融債 (3年物)	・応募者利回(%)	〈12月債〉 <u>7.200</u>	〈11月債〉 7.300
	・表面利率(%)	<u>7.2</u>	7.3
	・発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	・応募者利回(%)	〈12月債〉 <u>7.200</u>	〈11月債〉 7.400
	・表面利率(%)	<u>7.2</u>	7.4
	・発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	・応募者利回(%)	〈11~12月債〉 7.204	〈10月債〉 7.422
	・同税引後(%)	5.842	6.010
	・割引率(%)	6.70	6.89
	・発行価格(円)	93.28	93.09

(注) アンダーラインは今回改定箇所。